第４章　補正後の意匠についての新出願

84　関連条文

意匠法

第十七条の三　意匠登録出願人が前条第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三十日以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

２　前項に規定する新たな意匠登録出願があつたときは、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

３　前二項の規定は、意匠登録出願人が第一項に規定する新たな意匠登録出願について同項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面をその意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

84.1　意匠法第１７条の３の規定による補正後の意匠についての新出願

新たな意匠登録出願が、以下のすべての要件を満たすものである場合、その出願は、補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなされ、もとの意匠登録出願は取り下げたものとみなされる。

（１）補正の却下の決定があった補正後の意匠について、新たな意匠登録出願としていること

（２）新たな意匠登録出願が、補正の却下の決定について謄本の送達があった日から３０日以内にされていること

（３）新たな意匠登録出願が意匠法施行規則第２条第４号に規定する様式第５により出願されていること